

報告第 12 号

小城市生涯学習課管理社会教育施設の施設使用に伴う減免について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 5 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市公民館条例第 6 条に関わる変更を行ったため報告する。

平成 30 年 4 月 1 日から該当

小城市生涯学習課管理社会教育施設の施設使用に伴う減免の考え方について

○減免の考え方

(根拠：小城市公民館条例第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項の規定による委員及び委員会が利用する場合
- (2) 法第 10 条の規定による市内団体及びこれに類する団体が利用する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要と認める場合)

- ・市の事業については、100%減免。
- ・社会教育関係団体については、原則100%減免。ただし、文化連盟加入団体については、使用料のみ80%減免。
- ・社会体育団体については、市体育協会主催事業100%減免。ただし、体育協会加入団体については、使用料のみ80%減免。
- ・市外の団体には原則減免はしない。(市外の団体とは、生涯学習活動団体登録の要件で指し示す、「団体の構成員が5名以上で市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること」に該当しない団体。)
- ・中学生までの青少年育成団体(保護者会を含む)については、100%減免。
- ・生涯学習活動団体登録(平成 27 年 11 月 26 日生涯学習活動団体登録制度告示)のみの団体については、使用料のみ50%減免。
- ・幼児・教育保育施設については、国、県又は市から設置等の決定を受けた時から減免対象とする。
- ・上記に関わらず、その団体が施設を利用する目的が国・県等小城市以外からの補助金等の補助対象経費として認められる場合にあっては、市として有利な方を選択することができる。

※社会教育関係団体とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」(社会教育法第 10 条)

【主な団体の減免率】

団体	使用料	冷暖房料	照明料	備考
市主催、共催事業	100%	100%	100%	
市後援事業	50%	0	0	使用料のみ減免
市社会福祉協議会	100%	100%	100%	
市内小学校・中学校	100%	100%	100%	
市内公立幼稚園・保育園	100%	100%	100%	
市内私立幼児教育・保育施設	100%	100%	100%	
市内小・中学校の保護者会等	100%	100%	100%	

市内公立幼稚園・保育園の保護者会等	100%	100%	100%	
市内私立幼児教育・保育施設の保護者会等	100%	<u>100%</u>	100%	
市体育協会	100%	100%	100%	
市体育協会加入団体	80%	0	0	使用料のみ減免 加入証明書有り
市文化連盟	100%	100%	100%	
市文化連盟加入団体	80%	0	0	使用料のみ減免 加入証明書有り
市内青少年育成団体（中学生までの少年スポーツ、文化団体等。保護者会を含む）	100%	100%	100%	市外の団体は減免の適用無し
市区長会、各町区長会	100%	100%	100%	
市地域婦人会（地区を含む）	100%	100%	100%	
市青少年育成市民会議（地区を含む）	100%	100%	100%	
市老人クラブ（地区を含む） （介護予防事業実施の高齢者グループも含む）	100%	100%	100%	
市内郷土芸能保存団体	100%	100%	100%	市が補助対象としている団体
市内子どもクラブ	100%	100%	100%	
市内まちづくり団体	100%	100%	100%	市が補助対象としている団体
ボランティア連絡協議会加入団体	100%	100%	100%	社協の証明書が必要
市内高校、大学	50%	0	0	使用料のみ減免
生涯学習活動団体登録	50%	0	0	使用料のみ減免
小城市市民活動ガイドブックに登録した団体	50%	0	0	使用料のみ減免
市内土地改良区	100%	100%	100%	市有財産減免対象土地改良区 (佐賀西部土地改良区除く)

小城市生涯学習課管理社会教育施設の施設使用に伴う減免について新旧対照表

【平成30年5月24日】

現行					改正後				
・幼児・教育保育施設については、国、県又は市から設置認定の決定を受けた時から減免対象とする。					・幼児・教育保育施設については、国、県又は市から設置等の決定を受けた時から減免対象とする。				
【主な団体の減免率】 H30.4.26					【主な団体の減免率】 H30.5.24				
団体	使用料	冷暖房料	照明料	備考	団体	使用料	冷暖房料	照明料	備考
市内小学校・中学校	100%	100%	100%		市内小学校・中学校	100%	100%	100%	
市内公立幼稚園・保育園	100%	100%	100%		市内公立幼稚園・保育園	100%	100%	100%	
市内私立幼児教育・保育施設	100%	0%	100%		市内私立幼児教育・保育施設	100%	100%	100%	
市内小・中学校の保護者会等	100%	100%	100%		市内小・中学校の保護者会等	100%	100%	100%	
市内公立幼稚園・保育園の保護者会等	100%	100%	100%		市内公立幼稚園・保育園の保護者会等	100%	100%	100%	
市内私立幼児教育・保育施設の保護者会等	100%	0%	100%		市内私立幼児教育・保育施設の保護者会等	100%	100%	100%	
市内高校、大学	50%	0	0	使用料のみ減免	市内高校、大学	50%	0	0	使用料のみ減免

【平成30年4月26日】

現行					改正後				
・生涯学習活動団体登録のみの団体については、使用料のみ50%減免。					・生涯学習活動団体登録のみの団体については、使用料のみ50%減免。				
・下記の減免対象団体でも、国、県等小城市外からの補助金を受けた事業については、減免しないものとする。					・上記に関わらず、その団体が施設を利用する目的が国・県等小城市以外からの補助金等の補助対象経費として認められる場合にあっては、市として有利な方を選択することができる。				
【主な団体の減免率】 H30.3.31					【主な団体の減免率】 H30.4.26				
団体	使用料	冷暖房料	照明料	備考	団体	使用料	冷暖房料	照明料	備考
市内幼・保・小・中	100%	100%	100%		市内小学校・中学校	100%	100%	100%	
					市内公立幼稚園・保育園	100%	100%	100%	
					市内私立幼児教育・保育施設	100%	0%	100%	
市内幼・保・小・中の保護者会、PTA	100%	100%	100%		市内小・中学校の保護者会等	100%	100%	100%	
					市内公立幼稚園・保育園の保護者会等	100%	100%	100%	
					市内私立幼児教育・保育施設の保護者会等	100%	0%	100%	
市内高校	50%	0	0	使用料のみ減免	市内高校、大学	50%	0	0	使用料のみ減免